

2-6 医療・福祉現場における個人情報適正活用に向けた取組事例

(1) 医療法人杏林会 今井病院

《取組の概要》

今井病院では、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に準拠した個人情報保護方針の策定と院内勉強会の実施による職員への個人情報保護の徹底を行っている。

また、患者の安全を考慮し医療に必要な情報は取得・提供することを基本方針とし、個人情報を保護するとの名目で行われる必要性の低い事務内容の変更は行わないことにしている。この結果、他の病院で見受けられる患者を番号で呼ぶことや病室から患者の名前をはずすなどのことは行っていない。

《取組のポイント》

これまでの仕組みを大きく変えずに個人情報保護に対応している。

個人情報などを外部に流出させないため、職員と守秘義務契約を締結している。

(i) 「個人情報」を取り巻く環境

(ア) 今井病院における個人情報保護の動き

医師や病院職員は、患者の情報に対する守秘義務が課せられていたため、個人情報保護法の施行以前から、個人情報については適切な取扱いをしていた。そのような中、平成16年に厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(以下「厚生労働省ガイドライン」という。)が示されたことをきっかけに、病院としての個人情報保護方針の明文化を行った。

(イ) 今井病院における「過剰反応」

今井病院においては、特に「過剰反応」はないと言える。

(ii) 個人情報の適正利用のための取組内容

(ア) 具体的な取組内容

個人情報保護方針を作成した。今井病院では、医療現場における安全を確保し、適切な治療を行うことが重要であり、そのために必要な個人情報は取得や提供を行うことを基本方針としているので、個人情報保護方針には、厚生労働省ガイドラインを参考にしつつ、このような病院の基本方針も盛り込んだ。

また、個人情報を確実に保護するため、院内にある個人情報の整理、職員向けの個人情報保護に関するマニュアルの作成と研修会の実施、守秘義務契約の締結を行った。研修会では、個人情報保護法の基礎知識の他にケーススタディなどを行い、職員の理解促進に努めた。このように、個人情報保護法全面施行前に、施行後どのような事態が想定されるかシミュレーションをし、訓練していたため、現場においてさほど混乱は無かった。

一方、患者対応としては、問い合わせ窓口の設置や初診時に利用目的などを説明した上で今井病院の個人情報の取扱いに対する同意を得るようにしている。ただし、個人情報保護法の全面施行以前から受診している患者にはこの措置を行わず、院内に「個人情報保護方針」を掲示することにより対応している。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当法人は個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することが社会的責務と考えております。そのために当法人では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について
当法人が患者様の個人情報を収集する場合、診療・看護および患者様の医療にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2. 個人情報の利用および提供について
当法人は、患者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ◎ 患者様の了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ◎ 法令等により提供を要求された場合

当法人は、法令の定める場合等を除き、患者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について
当法人は、患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について
当法人は、患者様の個人情報について患者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人の「診療情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口
当法人の個人情報保護方針に関してのご質問や患者様の個人情報のお問い合わせは各部署の責任者又は下記の窓口でお受けいたします。
個人情報保護相談窓口・・・今井病院 企画情報室

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善
当法人は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

図 2-60 今井病院の個人情報保護方針

(イ) 特徴的な取組

これまでの医療現場の仕組みを大きく変えずに個人情報保護に対応

医療現場においてこれまでの仕組みを変えることは、医療事故につながる危険がある。そこで、極力、今までの仕組みを変えずに個人情報保護に対応することになっている。例えば、今井病院では診察受付で患者を番号で呼ぶことや入院患者のネームプレートを外すようなことはしていない。患者を番号で呼ぶ場合、呼ぶ側が番号を間違える場合もあるし、患者が自分の番号を間違える場合もある。このような間違いが生じて最悪の場合には、医療事故につながることも考えられる。名前を呼べばこのような間違いは絶対に起こらない。入院患者のネームプレートについても同様なことが言える。これらに関し、患者等からのクレームはほとんどない。

今井病院ではこのようになるべく医療現場の仕組みを変えずに個人情報を保護するように取り組んでいる。

守秘義務契約の締結

守秘義務契約は全職員を対象に締結している。契約の内容は、総務課職員、訪問看護ステーションの職員、その他の職員によって変えている。守秘義務契約を締結する大きな目的は情報漏えいを防ぐことにあるので、院内で知り得た情報を、退職後も他に漏らさないことなどを契約書に明記している。

(ウ) 取組による成果

研修等を行っていたため、現場にさほど混乱なく個人情報保護法の全面施行を迎えることができた。その後も、特に個人情報に関するトラブルはない。

参考 URL

- ・医療法人 杏林会 今井病院

<http://www.anz.or.jp>

- ・ITヘルスケア 第1巻1号 2006「個人情報保護に対する病院の取り組みの一例」

http://www.jstage.jst.go.jp/article/ithc/1/1/24/_pdf